

改良罟目網漁業

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（昭和 26 年 11 月 1 日県規則第 85 号）第 4 条第 1 項第 5 号に規定する改良罟目網漁業につき、愛知県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

（1）漁業種類

改良罟目網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

36 隻

（3）船舶総トン数

制限は定めず許可証に記載された総トン数

（4）推進機関の馬力数

制限は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数

（5）操業区域

伊勢湾、三河湾であつて許可証に記載された操業区域。ただし、新たに許可又は起業の認可を受ける者にあつては、次の表の左欄の漁業を営む者の住所について、それぞれ同表の右欄の操業区域

漁業を営む者の住所	操業区域
伊勢湾及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者	伊勢湾
三河湾及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者	三河湾

（6）漁業時期

1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（7）漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 11 月 6 日（木）午前 8 時 45 分から令和 7 年 12 月 5 日（金）午後 5 時 30 分まで

3 備考

（1）この許可の有効期間は、令和 8 年 1 月 1 日（木）から令和 10 年 12 月 31 日（日）までとする。

（2）次の区域で操業してはならない。

ア のり等養殖施設の周囲 50メートル以内の海域

イ 小型定置網漁業の網の周囲 100メートル以内の海域

(3) 操業区域は、当該漁業の操業日数が年間 30 日を超える場合に規則第 16 条第 1 項の規定に基づく変更の許可を認める。

(4) 愛知県漁業調整規則第 11 条第 6 項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和 7 年 11 月 5 日

愛知県知事 大村秀章